



平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名： 東京エレクトロン株式会社
代表者名： 代表取締役会長兼社長 東 哲郎
(コード番号：8035 東証第1部)
問合せ先： 総務部長 前島 裕紀
(TEL 03-5561-7000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 50 期定時株主総会に「株主総会関連規定に関する定款一部変更の件」及び「監査役の定員に関する定款一部変更の件」の議案を提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主総会関連規定に関する定款一部変更の件

- (1) 株主総会の開催場所について、より広い選択肢を確保できるようにする観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第 11 条第 2 項を削除するものであります。
- (2) インターネットの普及に鑑み、法務省令の定めるところに従い、より迅速かつ効率的に株主総会参考書類等を、インターネットで開示できるように、第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

監査役の定員に関する定款一部変更の件

- (1) 監査体制の強化を図るため、現行定款第 24 条の監査役の定員を 4 名以内から 5 名以内に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 21 日（金曜日）（予定）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 21 日（金曜日）（予定）

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款		変更案	
第3章 株主総会		第3章 株主総会	
(株主総会の招集等)		(株主総会の招集等)	
第11条	定時株主総会は毎事業年度の終了後3箇月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。 ② 株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地のほか、<u>東京都府中市においても招集することができる。</u> ③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集する。 ④ 当該取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集する。	第11条	定時株主総会は毎事業年度の終了後3箇月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。 (削除) ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集する。 ③ 当該取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集する。
(新設)		(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
		第13条	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第5章 監査役及び監査役会		第5章 監査役及び監査役会	
(監査役の設定)		(監査役の設定)	
第24条	当社の監査役は、 <u>4</u> 名以内とする。	第25条	当社の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。